

岡山市障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 障害児通所支援事業所において、送迎用車両への安全装置等の設置に係る経費の補助を行うことで、置き去り事故の防止等子どもの安全を守るため岡山市障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、岡山市補助金等交付規則（昭和48年4月1日岡山市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児通所支援事業所とは、法第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業を行う指定障害児通所支援事業所をいう。
- (2) 児童発達支援事業所とは、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。
- (3) 放課後等デイサービス事業所とは、法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを提供する事業所をいう。
- (4) 送迎用車両とは、通所及び退所にあたり児童を送迎するために用いる車両をいう。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付対象は、次の各号の要件を全て満たす児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所とする。

- (1) 岡山市から法第21条の5の15に規定する障害児通所支援事業の指定を受けていること。
- (2) 申請月（第6条に規定する申請を行った日が属する月のことをいう。）において1人以上の利用者に対して、法第6条の2の2に規定する障害児通所支援を提供していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象事業者としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

- (3) 公序良俗に反する等, 補助金を交付することが適当でない岡山市長(以下「市長」という。)が認める者

(補助対象経費)

第4条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち, 補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は, 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)(令和4年12月28日子発1228第1号厚生労働省子ども家庭局長, 障発1228第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第三の2の安全装置に係る義務付けの対象となる自動車に, 第三の3に定める安全装置(令和4年9月5日以降に設置されたものに限る。以下単に「安全装置」という。)を設置するために必要な工事請負費, 役務費, 委託料, 需用費, 備品購入費及び, 支出経費に係る消費税であって, 令和4年9月5日以降に支出した経費とする。

- 2 安全装置は, 購入を原則とするが, リースの場合は令和4年度末までのリース料を補助対象経費とする。
- 3 安全装置は, 送迎用車両1台につき安全装置1台を設置することとし, 送迎用車両の数以上の購入をする場合は補助対象外とする。
- 4 前各項の規定にかかわらず, 他の補助金等の補助対象経費となっているものは対象としない。

(補助金額)

第5条 送迎用車両1台あたりの補助金の額は, 前条に掲げる補助対象経費について, 実出額から寄附金その他収入金を控除した額と, 175,000円を比較して少ない方の額とする。

- 2 前項によって得られた額に1円未満の端数が生じるときは, これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 本事業における補助金の交付を受けようとする事業所の設置者(以下「申請者」という。)は, この要綱及び規則の規定の適用を受けることについて同意した上で, 補助金等交付申請書(規則様式第1号)を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- 2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める種類は, 次のとおりとする。
 - (1) 補助対象経費に係る支出の内容を証明する書類(契約書・見積書等)の写し
 - (2) 対象安全装置の形状及び, 規格等が確認できるカタログ又は, 仕様書等の写し
 - (3) 市税を滞納していないことを証明する書類

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 法令等に則り、送迎用車両への乗降車の際には、児童の所在を確認すること。
- (2) この補助金は、送迎用車両に置き去り防止を支援する安全装置を設置するために使用し、他の事業に流用しないこと。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて前項に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、又は支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、又は本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (7) この補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び申請書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、当該期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(状況報告, 着手及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付の決定を受けた事業者は, 補助事業等実績報告書(規則様式第5号)に次項に定める書類を添付して, 市長が定める日までに, 市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は, 次のとおりとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書, 又は納品書及び振込を証明する書類等, 経費支出の事実を証する書類の写し

(2) 完工後の写真

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか, 補助金の交付に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は, 令和5年3月13日から施行し, 令和4年9月5日から適用する。